

周日校本『三国志演義』所引「一統志」について

菅原 尚樹

はじめに

「三国志演義」は、三国時代に題材を採った作品として明代に刊行され、現存が確認されている版本は三十種を超える。本文を比較検討することを通じて、中川諭氏が版本の系統関係を提示した¹ 後も、版本に関する論考は公刊されており、井口千雪氏が版本の継承関係に新たな見解を提示している点を取り上げられている²。井口氏は、「三国志演義」の葉逢春本を用い、その文章を『三国志』『資治通鑑』（以下『通鑑』と略記する）『資治通鑑綱目』（以下『綱目』と略記する）の記載、『三国志平話』の叙述と比較検討し、文章の由来を示して「三国志演義」の執筆過程を論究している³。

「三国志演義」の版本を論じるうえでは、本文を比較検討する必要があることは贅言を要さない。一方、叙述中にみえる事項に付された注釈に関しては、佐藤由美氏が志伝評林本の注釈を考察対象として取り上げて⁴ 以降、主たる検討対象にされているとはいいがたい。

上田望氏は、「三国志演義」が『通鑑』『綱目』等、複数の史書を引用している点を論

*1 『『三国志演義』版本の研究』（汲古書院、1998年）参照。

*2 『日本中国学会報』第65集、2015年、「学界展望・文学」のうち、廣澤祐介氏が執筆した「四、金元明・清」59頁。

*3 『『三国志演義』の執筆プロセスに関わる考察』（『日本中国学会報』第64集、2012年）参照。同氏「『三国志演義』の原初段階における成立と展開—段階的成立の可能性—」（『和漢語文研究』第9号、2011年）、「『三国志演義』三系統の版本の継承関係—異同の全体像から見た成立過程の考察—」（京都府立大学学術報告『人文』第65号、2014年）でも、対象とする版本の本文との比較検討に、史書として『三国志』『資治通鑑』『資治通鑑綱目』を用いている。

*4 「志伝評林本『三国志演義』について」（『集刊 東洋学』第86号、2001年）参照。

究している^{*5}。そのなかで夏振宇本「三国志演義」は、注に『綱目』所載『資治通鑑質実』に引く「一統志」の記述を引用している点を指摘している。ただし、上田氏の論考は、「三国志演義」所引の史書を網羅的に検討するものであり、「一統志」個々の内容は検討されていない。中川諭氏によると、夏振宇本は周曰校本を底本として刊行された版本とされる^{*6}。夏振宇本に先行する周曰校本が引用する「一統志」の記述内容を検討する余地は残されていると考えられる。

周曰校が刊行した『新刊校正古本大字音釋三國志傳通俗演義』は、地理地名に対する注釈として「一統志」を引用している。本稿は、周曰校本は先行する「三国志演義」版本と注釈上どのような違いをもつ版本であるのか、とくに「一統志」の引用文と本文との関連性に触れ、該本の地理注釈に関する特徴を明らかにすることを目的とする。

1 本稿に使用する版本の書誌情報と周曰校本に先行する版本の注記内容

本節では、まず本稿に言及する「三国志演義」諸版本の書誌情報を確認する^{*7}。ついで、「一統志」を引用する注釈の検討に先立ち、諸版本の注釈の内容を明らかにしておく。

本稿の主たる検討対象である『新刊校正古本大字音釋三國志傳通俗演義』（以下、周本と称する）12巻は、闕葉を除いた各巻の巻頭に「明書林周曰校刊行」の語をもつ。中川諭氏の分類に従うと、「三国志演義」版本は、24巻系諸本・20巻繁本系諸本・20巻簡本系諸本の三つに分けられ、周本は24巻系諸本に分類される。周本には三種類の異なる版本が現存しており、周曰校甲本・乙本・丙本と称され、甲本・乙本・丙本の順番に刊行されたと考えられている^{*8}。

*5 「講史小説と歴史書（1）—『三国演義』、『隋唐両朝史伝』を中心に—」（『東洋文化研究所紀要』第130冊、1996年）参照。

*6 「夏振宇本『三国志伝通俗演義』について」（『三国志研究』第8号、2013年）参照。該論考によると、夏振宇本は周曰校甲本を底本としているとする。後述するように、周曰校甲本は本稿が底本とする版本である。

*7 本稿所引「三国志演義」各版本の書誌情報は、前掲注（1）中川氏著、注（6）中川氏論文、同氏『『三国志演義』の夷白堂本と周曰校本』（『三国志研究』第6号、2011年）、劉世徳『三国志演義作者与版本考论（中华书局、2010年）所収「《三国志演義》周曰校刊本四种考论」（初出は『文学遗产』2002年第5期）参照。

*8 前掲注（7）劉氏論文、中川諭「周曰校刊『三国志演義』の甲本・乙本・丙本」（『林田愼之助博士傘寿記念三国志論集』、汲古書院、2012年所収）参照。

周曰校本三種の関係を論じる研究は公刊されている⁹が、周本所引「一統志」の内容を検討することを通じて、周本について論じた研究は管見の限りまだないようである¹⁰。そこで本稿に、周本における「一統志」の引用状態を示し、先行する版本との比較を通じて、周本の地理注釈にどのような特徴がみられるか検討する次第である。

周本には「一統志云」とする注釈のほかに、地理に対する注釈が多数散見される。地理地名に対する注釈そのものは、刊行年が先んじる二本にすでに確認できる。一本は、首巻に弘治甲寅（7年、1494）の庸愚子による「三国志通俗演義序」、嘉靖壬午（元年、1522）の修髯子（張尚徳）による「三国志通俗演義引」をもつ『三国志通俗演義』（以下、嘉本と称する）24巻である。嘉本は24巻系諸本に分類される。一本は、嘉靖27（1548）年の序をもち、各巻巻頭に「書林蒼溪葉逢春綵像」の語をもつ『新刊通俗演義三國志史傳』（以下、葉本と称する）10巻である。葉本は20巻繁本系諸本に分類され、全10巻のうち、3巻と10巻を闕く。現存が確認されている「三国志演義」版本のなかで、嘉本は24巻系諸本、葉本は20巻繁本系諸本の最古層に位置づけられている。

嘉本と葉本の地理注釈を検めると、嘉本には111例、葉本には43例を確認できる。注釈は内容から三つの群に分けられる。一つ目は、該当する地理地名に対して「地名」「縣名」と単純な注記をする群である。以下、I群と称する。嘉本では67例、葉本では31例がI群に当てはまる。各1例を挙げる¹¹。嘉本巻3「呂温侯 濮陽に大いに戦う（呂温侯濮陽大戦）」の本文に「濮陽」という地名が登場し、注に「地名。」とある。葉本巻9「司馬

*9前掲注（6）、（7）中川氏、劉氏論文のほか、上原究一「唐氏世徳堂と周曰校万巻楼仁寿堂の章回小説刊本の覆刻及び後印の事例について」（『中国古典小説研究』第16号、2011年）では、周曰校丙本は乙本の覆刻と見做されると論じる。

*10上田望氏は、中川氏が24巻系諸本と称する分類に先行して、江南系諸本の称を用い、「三国志演義」版本に関する研究を『『三国志演義』版本試論—通俗小説の流伝に関する一考察』（『東洋文化』71号、1990年）として公刊している。184頁に、江南系諸本には注釈が多く付けられる傾向にあると指摘するものの、版本研究を目的とする該論考では、個々の注釈は検討対象となっていない。

*11引用書の底本は次の通りである。嘉本は人民文学出版社、1975年の影印本を用い、葉本は、井上泰山編、関西大学出版部、1997～98年、影エスコリアル修道院蔵本を用いる。周本は周曰校甲本を覆刻した朝鮮刊本『新刊校正古本大字音釋三國志傳通俗演義』（朴在淵・金敏智・曹永基校注、鮮文大学校中韓翻訳文献研究所、2008年）を用いる。出版説明によると、該書は、鮮文大学校中韓翻訳文献研究所蔵本（巻1～4、8、9、11、12）を底本とし、ソウル大学奎章閣蔵本（巻2～10）、嶺南大学図書館蔵本（巻6、11）、東国大学図書館蔵本（巻5）を併せ補い一書を成し、闕葉と印刷不鮮明箇所を、底本以外の蔵本と万巻楼本により補っているとす。前掲注（6）中川氏論文によると、中国社会科学院は残存する周曰校甲本三巻（巻6・7・9）を所蔵しているものの、閲覧が制限され、影印本も出版されていないとする。そこで本稿では朝鮮覆刻本を底本とした。

懿 大いに公孫淵を破る（司馬懿大破公孫淵）」の本文に「遼遂」という地名が登場し、注に「地名。」とある。どちらの注も本文中の地名が「地名」であることを示している。

分類の二つ目は、本文の地名に対して「今～是也」「今属～」「即～」「在～」等と注し、該当する地名の所在を具体的に示している群である。以下、Ⅱ群と称する。嘉本の42例、葉本の11例がⅡ群に分類される。各1例を挙げる。嘉本巻20「諸葛亮 三たび祁山に出づ（諸葛亮三出祁山）」の本文に「建業」という地名が登場する。注に「ほかならぬ金陵郡である（即金陵郡）」とある。葉本巻9「孔明 三たび祁山に出づ（孔明三出祁山）」の本文にも「建業」が登場し、注に「ほかならぬ金陵である（即金陵也）」とある。どちらの注も、三国時代に「建業」と呼ばれていた地名が、注記の時点に「金陵（郡）」と呼ばれていることを示している。

注記内容による分類の三つ目は、地名にまつわる挿話を付す群である。以下、Ⅲ群と称する。Ⅲ群にあてはまる例は、嘉本に2例、葉本に1例確認できる。嘉本と葉本に共通する地名に「馬陵」がある。当地は、嘉本巻3「陶恭祖 三たび徐州を譲る（陶恭祖三讓徐州）」の本文に登場する。注釈に、「馬陵は姜太公が妻の馬氏を葬った場所である。龐涓はこの場所で敗れた（馬陵是姜太公塋妻馬氏之地。龐涓敗於此處）」とある。葉本巻1「陶謙 三たび徐州を譲る（陶謙三讓徐州）」にみえる注は、上掲嘉本の注から「龐涓」以下の一文を除いたものである。

嘉本の注にいう記載を『史記』にうかがうと、次のごとく記してある^{*12}。齊の孫臏は、龐涓率いる魏軍の行軍の速度を測り、暮れに馬陵に到着するとの見当をつけると、兵を潜ませる。夜に馬陵の狭隘な道にやってきた龐涓は、白字が刻みつけてある木のもとに来て灯りを点ける。目に入った「龐涓この樹の下に死す」の文字を読み終わらぬうちに、灯りを合図として齊の軍勢が矢を放ち殺到する。魏の軍はおおいに乱れ、龐涓は智慧が尽き軍が敗れたことを知り自刎して果てるのである。

嘉本が注釈「馬陵」を付している叙述の前後をながめると、大略次のごとくである。一箇所原文を引用する。呂布の計略に陥ったことを知り、曹操が報復を誓い天を仰いで笑うと、郭嘉は計略を速やかに行えば呂布を捕らえられるだろうという。曹操は「いかにも。呂布の宿営に人を遣わし私がすでに死んだと触れさせよう。呂布は必ず攻めてくるから、兵を馬陵の山のなかに潜ませ、軍が半分渡ってから攻撃するのだ（然。使人去布寨報吾已死。布必來攻、伏兵於馬陵山中、候兵半渡而擊之）」という。「馬陵」の山中に兵を潜ませておき、呂布

*12『史記』巻65・孫子呉起列伝所載孫臏の伝参照。

の軍が半分通過するのを待ち攻撃を加えるという曹操の計略は、孫臧が馬陵に兵を潜ませておき、龐涓の点火を合図に急襲するという故事を彷彿とさせる。嘉本は地名「馬陵」にまつわる挿話が本文中に看取されることから、「龐涓」云々の注を付したと推察されるのである¹³。

以上、嘉本と葉本に記してある地理注釈を、内容から三つの群に分類し検討してきた。嘉本では、「地名」「縣名」と注記するⅠ群の例が、地理注釈の総数のおよそ六割を占めている。およそ四割弱は、「今」「即」語を伴い、物語舞台の地名に編集時あるいは刊行当時の所在や名称を示す注記である。嘉本は、文脈から地名であると見当がつく語に、「地名」と注を付す傾向にある。葉本は、地理注釈の総数に対して、Ⅰ群の形式を用いた注記が総数の七割を占めており、注記の傾向は嘉本に同様である。

周本にも三つに分類できる注記を確認することができる。周本の地理地名に対する注釈の総数は331例¹⁴をかぞえ、そのうち16例がⅠ群に分類される。34例がⅢ群に分類され、残る281例はⅡ群に分類される。周本のみならず、周本との関係が指摘されている夏振宇本（以下、夏本と略記する）、周本の注釈を取り込んで成る志伝評林本（以下、評林本と略記する）も¹⁵、Ⅰ～Ⅲ群に分類される注をもっている。

上述した五本の「三国志演義」版本のなかで、周本と夏本は他の三本に比べて詳細な注を付す傾向にある。1例を挙げる。評林本のみ巻3、他の四本には巻2に載せてある「鑾輿を

*13前掲注（3）井口氏『『三国志演義』三系統の版本の継承関係—異同の全体像から見た成立過程の考察—、および同氏『『三国志演義』三系統の版本の継承関係—劉龍田本を手がかりに—（『東方学』第127輯、2014年）によると、葉本が嘉本に先行する版本であり、葉本から嘉本に至るまでに書き換えが施されているとする。そうであるとする、嘉本の「馬陵」に対する注は、葉本の注を書き換えた、嘉本に先行する「三国志演義」に付してある注を踏まえている可能性が想定される。

*14小字双行による割注のなかには、数行にわたる注のなかで複数の地理地名を扱う例がある。挿入された注として一群であることから、一例と計数した。

*15夏振宇本は書名を『新刻校正古本大字音釋三国志傳通俗演義』という。各巻巻頭に「書林夏振宇繙梓」の語をもつ12巻本であり、24巻系諸本に分類される。前掲注（6）中川氏論文によると、夏本は周日校甲本を底本にしていると考えられるとする。志伝評林本は書名を『新刊京本校正演義全像三国志傳評林』という。巻頭に「閩文臺象余斗校梓」の語をもち、20巻繫本系諸本に分類される。前掲注（4）佐藤氏論文によると、評林本は、周本かそれに近い版本を参照しており、周本の注釈と一致する割合が全巻六割以上とする。引用にあたり、評林本は『古本小説叢刊』所収影早稲田大学蔵本を用いた。夏本は蓬左文庫蔵本を閲覧する機会を得なかったため、周文業氏が作製した「古代小説デジタルプログラム」所収の画像データを用いた。なお、吉永壮介「錯綜する『三国志演義』の版本 夷白堂『新鑄通俗演義三国志伝』について」（佐藤道生編『慶應義塾図書館の蔵書』、慶應義塾大学出版会、2009年）83頁によると、夷白堂刊本にも「明一統志」を引用する箇所があるとする。中川論氏の分類に従うと、24巻系諸本に分類される夷白堂本は周日校本と密接な関係にあるとされる。「一統志」所引版本であるからには周本の比較対象として該本を取り上げる必要があると考えられる。しかし、閲覧の機会を得なかったため、今回取り上げることができなかった。

遷し 曹操 政を秉る（遷變輿曹操秉政）」の本文中に、「野王」という地名が登場する。注釈をみると、嘉本・葉本・評林本には「地名。」とある。一方、周本は【釋義】¹⁶として、「野王とは、漢の邑の名である、ほかならぬ^マ人の河内県がそれである。懷慶府に属している（野王、漢之邑名、即人河内縣是也。属懷慶府）」と注を付している。夏本は【考証】として注を付しており、周本が「人」と作る字を「今」字に作っている点を除き、周本と同文である。

夏本にみえる地理注釈を周本の地理注釈331例と対照すると、317例が周本の注釈に一致している。一致しない例のうち、3例は周本の闕葉に該当する注釈である。6例は周本の該当箇所が印刷不鮮明であるため、注釈の完全一致を確認できなかった例である。ただし、この6例については、目撃できる印字箇所から判断するに、周本の当該注に一致していると推定される。周本に文が現存し、かつ印刷が鮮明な注釈のうち、夏本に引用が確認できない例は5例となる。地理注釈に限っていうと、夏本の注釈は周本の注釈と98パーセント一致しており、夏本の地理注釈は周本のそれらをほぼ網羅している¹⁷。

周本と、先行する版本である嘉本の地理注釈の一致数について述べると、周本の地理注釈331例のうち、嘉本の地理注釈111例に該当しないものが21例ある。そのうち19例は「地名」とだけ注を付すI群に該当する例である。ほかに、嘉本と同じ注が周本では「一統志」からの引用になっている例が15例、嘉本の注釈に情報を追加している例が30例ある。周本は嘉本の地理注釈を引き継ぎつつ、あるものには嘉本の注内容に情報を加え、あるものには「一統志」を引用して注を付す版本になっているといえる。

周本が嘉本の注に「一統志」からの引用を加えている例を1例挙げる。巻3「曹操 官渡に袁紹と戦う（曹操官渡戰袁紹）」の本文に「官渡」という地名が登場する。嘉本には「官

*16本稿に使用する朝鮮翻刻刊本には周曰校による識語がない。一方、前掲注（15）所掲周氏が作製したプログラムに収める周本には、甲本にない識語を確認することができる。そこに注釈を加えるうえでの表記の区別が次の通り記してある。

是書也、刻已數種、悉皆譌舛、茫昧魚魯、觀者莫辨、予深感焉。輒購求古本、敦請名士、按鑑參攷、再三讐校、俾句讀有圈點、難字有音注、地理有釋義、典故有考證、畝略有增補、節目有全像。…

「地理に釈義を付し（地理有釋義）」と述べる通り、周本は【釋義】と標して地理地名に注釈を付している。しかしながら、一読して文脈から地理地名であることが容易に看取されるものに対して、周本は【釋義】を付しているのである。本文中にI群として挙げた16例である。いずれも「地名」とだけ注記されるそれらを【釋義】と称することが妥当か疑問である。

*17注釈の内容は同一であるが、夏本には周本と異なる箇所に注を付している例が1例確認できる。周本巻5「周公瑾赤壁鏖兵」の本文に「華容」という地名が登場し、注「按一統志、華容、縣名。今属鄂州府城西一百八十里」が付してある。夏本は該注を、「周公瑾赤壁鏖兵」に続く「曹操敗走華容道」の本文に登場する「華容」に付している。

渡は、鄭州中牟県にある（官渡、在鄭州中牟縣）」と注がある。周本には「一統志に云う、『官渡とは、県の名である。開封府中牟県の北にある。後漢の末、曹操が袁紹と官渡に対峙した』というのはここである（一統志云、官渡、縣名。在開封府中牟縣北。漢末曹操與袁紹相持於官渡口、即此）」と、所在とともに、地名にまつわる挿話が「一統志」から引用してある。周本が地理地名に詳細な注を付す傾向は、「一統志」の引用に如実に現れているのである。

2 周本所引「一統志」について

2-1 引用例数

上田望氏や井口千雪氏の考証によると、「三国志演義」の叙述は『資治通鑑』系テキストを引用したものであるとされる^{*18}。本文のみならず、注釈の記載も併せて引用したであろうことは想像に難くない。周本の地理に関する注釈331例のうち、「按通鑑」「按綱目」として地理地名に注を付している例が9例確認できる^{*19}。

「はじめに」に述べた通り、上田氏は、夏本に『資治通鑑質実』所引「一統志」の記述が引用してある点を指摘している^{*20}。『資治通鑑』における胡三省注のごとく、『綱目』を解読するために注釈書が著されている^{*21}。例として、汪克寛撰『通鑑綱目考異』、劉友益撰『通鑑綱目書法』が挙げられる。注釈書の一書に明の馮智舒撰『通鑑綱目質実』（以下『質実』と略記する）がある^{*22}。該書は「一統志云」等として『大明一統志』の記載を引用している。『大明一統志』とは、天順5（1461）年の刊記をもつ地理書である。

周本が「一統志云」「按一統志」として該当する記載を引用している例は77例をかぞえ

*18前掲注（3）井口氏および注（5）上田氏論文参照。

*19 3例を挙げる。巻4「劉玄德三顧茅廬」に「按通鑑、瑯琊、諸葛亮寓居襄陽隆中。隆中、本傳註云、孔明家于南陽鄧縣、号曰隆中。」とある。同巻「定三分亮出茅廬」に「按通鑑、沔音免、禹貢、荊州註曰、荊州之城、北距南條、荊山南盡・衡山之陽。今江陵府是也。」とある。巻10「仲達興兵寇漢中」に「按綱目、作西城。今漢中府西城縣是也。」とある。

*20前掲注（5）上田氏論文参照。

*21以下に記す『綱目』所載の注釈書、および『資治通鑑質実』に関する情報については、中砂明德著『中国近世の福建人』、名古屋大学出版会、2012年）第2部第3章を参照した。

*22底本は陳仁錫評閲、『資治通鑑綱目』万曆23年刊本所載の『質実』による。

る^{*23}。各巻における地理注釈の例数と、そこに占める「一統志」注の分布数を挙げ、併せて嘉本と葉本の注釈の分布を示そう。なお周本が12巻であるのに対して、嘉本は24巻、葉本は10巻（うち巻3と巻10を闕く）と巻数が異なっており、三本の回則は各巻均一ではない。掲出にあたり、周本の巻数に合わせ嘉本と葉本の注釈数を示すこととする。対照表は次の通りである。

周本巻数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
嘉本注釈数	4	14	5	14	1	17	9	10	9	8	9	11	111
葉本注釈数	0	11	0	2	0	7	7	8	3	4	1	0	43
周本注釈数	45	34	19	38	13	26	8	28	22	42	31	25	331
「周本注釈数」中の「一統志」注	11	8	6	13	11	14	0	3	0	3	4	4	77

周本巻5では、注釈13例のうち11例に「一統志」を引用している。小題を挙げると、該巻は「劉玄德 敗れて江陵に走ぐ（劉玄德敗走江陵）」に始まり、「関雲長 義もて曹操を釈す（関雲長義釋曹操）」に終わる。いわゆる「赤壁の戦い」の前後が描かれている。舞台は長江中流域に限定されており、場面の展開上、地理地名の明示はさほど必要とされていない。該巻に登場する地名総数が13例にとどまっている点に看取できる。一方で、地理注釈13例の85パーセントに相当する11例に「一統志」を引用しているのである。

周本の地理注釈を分類した三つの群のうち、Ⅲ群すなわち該当する地理地名にまつわる挿話を記述している例は、「赤壁の戦い」の場面を含む叙述に集中的に付されていない。

*23前掲注（14）の計数とは異なり、「一統志」の記述を計数した数である。一群の注釈のなかには、他の注釈とともに「一統志」を引用する例がある。この場合、非「一統志」引用例数と「一統志」引用例数として、それぞれ計数した。なお周本には、地理注釈に当てはまらない「一統志」の引用例が1例確認できる。巻3「孫策怒斬于神仙」に登場する「于吉」に対して、「一統志云」とする注が付してある。この点について、吉永壮介『三国志演義』に見える異聞の系譜（1）：『搜神記』との関係をめぐって（『藝文研究』82号、2002年）47～8頁に指摘がある。

Ⅲ群の例は周本に分散しており、特定の場面に集中的に付されない点は「一統志」の引用と好対照を成している。周本は、物語の山場と目される「赤壁の戦い」前後に登場する地理地名に対し、「一統志」を多用することをもって詳細な注釈を与えようとしたと推察されるのである。他方、嘉本は「赤壁」を含む場面に1例の注しか付しておらず、葉本は付注例なしとなっている。二本の付注傾向は周本と異なっている。

上掲表の数値を挙げるうえで『綱目』を検めると、「三国志演義」の叙述内容に該当するのは、『綱目』巻12～巻17にみえる記載であった。ただし、『綱目』の記載を周本の本文に対照させて読み進めたとしても、周本にみえる地理地名が登場せず、『質実』に「一統志」が引用されない場合が多い。『綱目』の記載の時系列と「三国志演義」の叙述の時系列が一致していないためである。『綱目』の記載が周本の叙述と同一の内容を有し、該当する地理地名に対して「一統志」を引用している例を見出すことは困難なのである。

本稿では、周本所引「一統志」の記述が、『綱目』所載『質実』のなかに引かれる「一統志」に確認できるか否かに焦点を絞り、比較対照をおこなった。結果、周本所引「一統志」77例のうち、『質実』所引「一統志」にみえない例が9例、周本中の記述が不鮮明なため、『質実』所引「一統志」の記述と対照できない例が1例確認された。ほかに、周本所引「一統志」と『質実』所引「一統志」では記述内容の隔たりがおおきく、周本所引「一統志」の典拠として『質実』所引「一統志」を比定しがたい例が17例確認された。

なお、周本の注釈のなかには、「一統志」の語を有していないものの、『質実』所引「一統志」に該当する記述を見出せる例がある。確認がおよんだ限りでは、該当する例は15例をかぞえる^{*24}。有「一統志」注77例にこれらを加えると、周本の地理注釈のなかで「一統志」からの引用総数は92例となる。周本の地理注釈の総数331例に占める「一統志」の割合は、約28パーセントに達する。

2-2 「一統志」の引用元

*24 1例を挙げる。掲出にあたり同一箇所を太字で示す。

周本巻1「司徒王允説貂蟬」

鄴塢、在鳳翔府鄴縣東北二十里。漢末、董卓封鄴府、據此築塢、積谷徙金銀雜物於其内。

『綱目』巻12・漢獻皇帝初平3年夏4月の条所載『質実』

一統志云、**鄴塢、在鳳翔府鄴縣東北一十里。漢末、董卓封鄴侯、據此築塢、積穀徙金銀雜物於其内。**

『大明一統志』巻32・西安府上・古蹟

鄴塢、在鳳翔府鄴縣東北一十里。漢末、董卓封鄴府、據此築塢、積穀徙金銀雜物於其内。

2-1に示した通り、『綱目』所載『質実』に引く「一統志」の記述と対照させると、周本所引「一統志」の記述と『質実』所引「一統志」のいずれにも見出せない例が9例ある。また周本所引「一統志」と、『質実』所引「一統志」の記述内容に隔たりがある例が17例確認できる。それら26例はどこから引用されたのであろうか。まず考えられるのは『大明一統志』の記載である。

本節では、周本所引「一統志」が『質実』所引「一統志」の記述をどのように引用しているのか、比較対象として『大明一統志』の記載を併せて挙げ、内容の異同状態を示し、周本所引「一統志」の引用元について考察を加えていきたい。

まずは、周本所引「一統志」の記述が、『質実』所引「一統志」の記述に基づいていると考えられる例を挙げる。周本巻2「呂布 月夜に徐州を奪う（呂布月夜奪徐州）」に、劉備に負かされ、紀霊が淮陰の河口に兵を退く場面がある。地名「淮陰」に対する注は次の通りである。周本所引「一統志」の記述とともに、『質実』所引「一統志」の記述と『大明一統志』の記載を挙げる。掲出にあたり、同一箇所を太字で示す。引用状態の比較を目的としていることから、資料には日本語訳を付さないこととする（以下同じ）。

【資料1】

周本・巻2「呂布月夜奪徐州」

一統志云、淮陰、秦之縣名、元併入山陽縣。故城、在淮安府城西四十里。

『綱目』巻13・漢獻皇帝建安元年夏6月所載『質実』

一統志云、淮陰、秦之縣名、屬九江郡。水經註云、淮水東北經淮陰故城、即此。晉廣陵郡治淮陰。東晉劉隗・謝安皆於此屯兵、始爲重鎮。元併入山陽縣。故城、在淮安府城西四十里。

『大明一統志』巻13・淮安府・郡名

淮陰、古名。

『大明一統志』巻13・淮安府・古蹟

淮陰城、在府城西四十里。秦置縣…元併入山陽縣。

周本所引「一統志」をみると、「淮陰とは、秦の県の名（淮陰、秦之縣名）」であり、「元の時代に山陽県に併せて入れられ（元併入山陽縣）」た。「もとの城は、淮安府城西四十里にある（故城、在淮安府城西四十里）」と記述してある。『質実』所引「一統志」の記述には、周本所引「一統志」にみえない「屬九江郡」から「始爲重鎮」までの41字が記してある。そうであるとはいっても、これら41字を省略すると、周本所引「一統志」の記述を記すことが可能である。一方、『大明一統志』の記載には、周本および『質実』

所引「一統志」に記してある「淮陰、秦之縣名」と「故城」がみえない。『質実』に引用してある「一統志」が、現在目睹しうる天順刊本『大明一統志』と同一の情報を伝える刊本であるとの確証はなく、『質実』所引「一統志」の記述は、天順刊本とは別の「大明一統志」の記載によっている可能性が想定される点に留意する必要がある。とはいえ、【資料1】に挙げた周本の注釈は、一致の度合いから判断するに、『質実』所引「一統志」に基づいていると考えられるのである。

ついで、『質実』には引かれていない「一統志」の記述を、周本が引用している例を挙げる。周本巻6「劉玄德 孫夫人を娶る（劉玄德娶孫夫人）」に、孫権の妹との婚礼を行うため、劉備が甘露寺に赴く場面がある。登場する地名「甘露寺」に対して、周本は次の注を付している。『大明一統志』の該当する記載とともに挙げる。

【資料2】

周本巻6「劉玄德娶孫夫人」

按一統志、甘露寺、在今鎮江府北固山^マ吳。吳甘露中建、^マ囚名。

『綱目』所載『質実』

該当する記述なし。

『大明一統志』巻11・鎮江府・寺觀

甘露寺、在北固山上。吳甘露中建、囚名。

周本所引「一統志」の記述を『大明一統志』の記載と比較すると、誤字が2箇所に見えるものの、内容は同一である。周本に「現在の鎮江府 北固山^マ吳にある（在今鎮江府北固山^マ吳）」と記している箇所は、『大明一統志』「在北固山上」の「在」と「北固山上」の間に、行政区画の名称である「鎮江府」を挿入して記述可能となる。

上述した通り、周本所引「一統志」の記述と対照させると、『質実』所引「一統志」に該当する記述がみえない例が9例ある。これらのうち8例は、『大明一統志』に該当する記載を確認することができる。8例は、天順刊本『大明一統志』そのものの記載か、天順刊本の記載を引くなんらかの書籍ないしは文章に基づいていると考えられる。残る1例は、天順刊本のなかに該当する記載がみえない例である。この1例は、現在では失われてしまった天順刊本の情報を伝える『大明一統志』の記載を引用しているか、天順刊本とは別系統の『大明一統志』の記載を引用していると推測される。いずれにしても典拠は不明である。

最後に、周本所引「一統志」と『質実』所引「一統志」の記述内容に隔たりがある17例から、1例を挙げる。周本巻4「曹操 兵を引きて壺関を取る（曹操引兵取壺関）」に、

曹操は李典と楽進に命じ、高幹が守る「壺関」を攻めさせる場面がある。ここに登場する「壺関」に対して、周本は次の注を付している。『質実』所引「一統志」の記述と『大明一統志』の記載を併せて挙げる。

【資料3】

周本卷4「曹操引兵取壺関」

一統志云、壺関、在山西路州城東南一十三里。山形似壺、漢於此置関。

『綱目』卷13・漢獻皇帝建安7年所載『質実』

壺關、漢初縣名、屬上黨郡。後移郡治此。後魏移縣治潁陽岡。隋…唐…宋金元…本朝因之、屬潞州。

『大明一統志』卷21・潞州・山川

壺關山、在州城東南一十三里。山形似壺、漢於此置關。

『質実』は「一統志」からの引用として「壺關」の記述を載せている。しかし、周本所引「一統志」の記述と比較すると、内容が異なっていることがわかる。周本所引「一統志」には、「壺関」の所在が記された後、「壺の形をした山である（山形似壺）」こと、「漢の時代に当地に関所が置かれた（漢於此置関）」ことが記してある。ところが、『質実』所引「一統志」は、「壺關」について「漢初の県の名であり、上黨郡に属していた」ことから説き起こし、名称や所在地の変遷を記して、「本朝では前朝の行政区分に抛り、潞州に所属している（本朝因之、屬潞州）」をもって記述を終えているのである。

『大明一統志』の記載をみると、「壺關山」と記してあるものの、所在を表す「一十三里」という数値、および「山は壺のような形をしており、漢の時代に当地に関所が置かれた（山形似壺、漢於此置関）」という一文が、周本所引「一統志」の記述に一致している。【資料3】に挙げた周本所引「一統志」と同様の例が16例ある。これら17例の記述の典拠は、『大明一統志』の記載か、該当する記載を載せたなんらかの書籍あるいは文章であると推察される。

以上の検討を踏まえると、周本所引「一統志」の内容は、『質実』所引「一統志」のみでは記述することができず、『大明一統志』そのものの記載か、『大明一統志』の記載内容を伝える別の書籍ないし文章を利用して記述されたと考えられるのである。なお周本には、天順刊本『大明一統志』にはみえず、『質実』所引「一統志」の記述に該当する一

文を確認できる例が1例ある^{*25}。わずか1例にすぎないものの、周本所引「一統志」の引用元として、『大明一統志』のみを比定できず、『質実』に引く「一統志」と『大明一統志』の記載を併用し、周本に注を付していると推定する要素のひとつとなりえよう。

3 注釈の挿話と本文との関連

第1節に示した通り、先行する嘉本と葉本に比べて、周本は本文中の地理地名に付す注釈の量が増加している。注記の内容から、Ⅰ群に該当するもの16例、Ⅱ群に該当するもの281例、Ⅲ群に該当するもの34例に分類できる。2-2に検討した通り、Ⅱ群に該当する例は、「一統志」を引用し、該当する地理地名に詳細な注を施したものとなっている。

先行する嘉本および葉本の注釈と比較すると、周本はⅢ群すなわち地理地名にまつわる挿話を注のなかに取り込む例も増加している。Ⅲ群の例は、嘉本に2例みえているのに対して、周本には34例に増えている。34例中、三国時代に関係する挿話が19例、無関係の挿話が15話となっている。挿話の分量は長短様々であり、10文字以下の例が4例ある。総じて、三国時代に関する挿話の方が文字数を費やした記述になっている。

周本に付注箇所が増加している最たる理由として、先行する版本との差別化を図る意図を想定できる。高津孝氏は、書名に「按鑑」という語をもつ歴史小説を取り上げ、作品における当該語の付加価値について考究している^{*26}。「按鑑」語を冠する作品として、たとえば『新刻按鑑編纂開闢衍釋通俗演義』、『京板全像按鑑音釋兩漢開國中興傳誌』（ともに『古本小説集成』所収）がある。前者は「新刻」、後者は「全像」「音釋」等とともに、「按鑑」の語を有している。歴史故事を扱う作品として、「通鑑」という歴史書に拠っていることを謳っているのである。

翻って、本稿の検討対象である周本の正式名称に目を転じると、『新刊校正古本大字音

*25周本巻4「孔明遺計救劉琦」には、劉表が劉備に向かい「近聞曹操於新鄴郡作玄武池、以教水軍」と述べるせりふがある。「玄武池」に付してある注「按一統志、玄武池、在彰德府城西南七十五里」は、今回使用した『大明一統志』の巻28・彰德府に載録されていない。他方、『綱目』巻13・漢獻皇帝建安13年春正月の条に引かれる『質実』には、「一統志云、玄武池、在彰德府城西南七十五里」とあり、周本所引「一統志」と同一の記述が確認できる。なお『大明一統志』には和刻本が現存し、長澤規矩也・山根幸夫編『和刻本大明一統志』（汲古書院、1978年）として刊行されている。該書の巻頭に掲載してある山根幸夫「大明一統志について」によると、万曆中期万寿堂増訂本を翻刻したものを元禄12(1699)に弘章堂が和刻し、正徳3(1713)年に再刻したものであるとする。該書の巻28・彰德府を検めると、「玄武池」に関する記載を確認できない。

*26「按鑑考」（『鹿大史学』第39号、1992年）参照。

釋三國志傳通俗演義』とある。「三國志傳通俗演義」の前に冠してある「新刊」「校正古本」「大字」「音釋」は宣伝文句であると考えられる。先行する嘉本と葉本の注釈総数と比較する限り、書名に標記されないものの、本文中の地理地名に「【釋義】」として付す「注釈」も、先行する版本との相違を図る新機軸のひとつであると推察される。

2-1に述べた通り、周本における地理地名に対する注釈箇所のみならず、三国時代の挿話を含むⅢ群の例は分散している。注を付している場面に一定の傾向があるとはいいたいがたい。なにより、注記の内容から三つの群に分類できる点が、周本の地理注釈には統一性がないことを物語っている。

そうであるとはいっても、周本中のⅢ群に該当する注釈には、本文と関連させて、より深く該当する叙述あるいは場面を味わうことを可能にする例が含まれている。第1節に、嘉本にみえる「馬陵」を取り上げた。周本にも「馬陵」に対する嘉本と同一の注を確認することができる。「馬陵」に対する注記にみえる「龐涓」の故事を本文の叙述に照らし合わせるにより、当該場面の曹操の計略に、孫臋が龐涓を射殺した場景を重ね合わせて一連の叙述を読み進めることが可能となる。

本節では、周本にみえるⅢ群に該当する注釈のうち、三国時代に関係する挿話を長文をもって記述している3例を取り上げる。かかる記述により本文の叙述をどのように照射しうるか、考察を加えていきたい。

1例目は、巻1「董卓 議もて陳留王を立てる（董卓議立陳留王）」に登場する「北邙山」である。場面の概略は次の通りである。宮中にはびこる宦官を除くため、曹操は兵を宮中に差し向け、宦官もろとも家族や使用人たちを殺す。宦官の張讓と段珪は、少帝と陳留王を連れて、「北邙山」を目指し脱出を図る。該当する叙述に「宦官の張讓と段珪は少帝と陳留王を脅して連れ、立ちのぼる煙や炎を掻き分け、後宰門を出ると、街から離れ北邙山に向かい難を逃れることにした（張讓・段珪擁逼少帝及陳留王、冒煙突火、殺出後宰門、離城望北邙山逃難）」とある。

「北邙山」に対して、周本は次の注釈を付している。該当する『質実』所引「一統志」の記述と『大明一統志』の記載を併せて挙げる。字句に異同があるものの、『質実』所引「一統志」と『大明一統志』の記載内容は、周本の注釈に同様である。そこで日本語訳は、周本所引「一統志」の引用文のみに付すこととする（以下同じ）。

【資料4】

周本巻1「董卓議立陳留王」【釋義】

北邙、山名。在河南府城北七十里。山連偃師・鞏・孟津三郡、綿亘四百餘里。

東漢諸陵及唐宋名臣墳多在焉。（北邙とは、山の名である。河南府城の北七十里にある。山は偃師・鞏・孟津の三郡に連なり、四百里あまり長く続いている。後漢のさまざまな御陵と唐宋時代の名臣の墳墓が多くここにある。）

『綱目』巻12・漢靈皇帝中平6年の条所載『質実』

一統志、北邙山、在河南府城北一十里。山連偃師・鞏・孟津三縣、綿亘四百餘里。東漢諸陵及唐宋名臣墳多在焉。

『大明一統志』巻29・河南府・山川

北邙山、在府城北一十里。山連偃師・鞏・孟津三郡、綿亘四百餘里。東漢諸陵及唐宋名臣墳多在此。

周本の注釈には「一統志」の語がみえないものの、『質実』所引「一統志」の記述および『大明一統志』の記載と同一であることから、周本所引「一統志」の典拠として、『質実』の記述か『大明一統志』の記載が該当すると考えられる。

上掲引用文のなかで、「後漢のさまざまな御陵と唐宋時代の名臣の墳墓が多くここにある（東漢諸陵及唐宋名臣墳多在焉）」という一文が着目に値する。張讓と段珪に迫られやむを得なかったとしても、少帝と陳留王は、先代の皇帝たちが眠り、ゆくゆくは自身たちも埋葬されるであろう「北邙山」を目指して落ち延びてゆくからである。少帝と陳留王の向後に影を落とす行き先であることが、「北邙」に付してある注釈に看取できる。如上の注は、少帝と陳留王の行く末を暗示しているかのようである。

2例目として、「霸陵橋」が登場する場面を挙げる。該橋に関する注釈は、場面を異にして周本の二箇所に見える。一箇所目は、巻2「楊奉・董承^{ふた} 双り駕を救う（楊奉董承雙救駕）」に登場する。当該場面に至る経緯は、あらまし次の通りである。巻1「董卓 議もて陳留王を立てる（董卓議立陳留王）」において、少帝と陳留王は「北邙山」に難を逃れようとする。逃亡中の二人を保護するのが董卓である。董卓は二人を洛陽に連れ戻り、少帝を廃し陳留王を献帝として即位させ、以後朝廷で権勢を振るう。反董卓を旗印として連合軍が結成されると、董卓は長安に遷都する。董卓が殺された後、巻2「李榷・郭汜 長安を乱す（李榷郭汜亂長安）」において、董卓配下である李榷と郭汜が反目し、長安に争乱を起こす。二人を和解させんと張濟がやってくる。張濟は弘農に御幸するよう天子に上表する。天子は喜び、一行は東に向かう。「霸陵橋」は東行の場面に登場し、叙述は次の通りである。

【資料5】

夜過新豊、晚至霸陵橋。時直秋天、金風驟起、喊聲大作。数百軍兵来至橋上、攔住

車駕、厲聲問曰、此何人也。侍中楊琦、拍馬上橋曰、此乃大漢天子車駕、甚人不得無禮。有二將出曰、吾等奉郭將軍命、守把此橋、以防姦細。既言有天子、難以准信。須親見之。楊琦高揭珠簾、帝曰、朕躬在此、卿何不退。衆將皆呼萬歲、分於兩邊、駕乃得過。（夜に新豊を通過し、夜更けに霸陵橋にたどり着いた。秋の折柄、秋風がにわかにかいたかとおもうと、喊声がわき起こった。数百の兵が橋の上にやってきて、車駕の行く手をふさぎ、厳しい口調で訊ねた、「これは何者であるか。」侍中の楊琦は馬を橋の上に進めていった、「これこそ漢の天子の車駕であるぞ、何人として無礼を働くことはならぬ。」ふたりの将士が出てきていった、「わたくしどもは郭將軍の命令により、間諜を防がんと、この橋を守備しております。天子がおわすとお言葉でしたが、信じかねます。この目で検めさせていただかねばなりません。」楊琦が車駕の簾を捲り上げると、帝は「朕はここにおる、汝はなぜ退かぬ」といった。将士たちはみな万歳を唱えて、両側に分かれたので、車駕は通過できた。）

下線で示した「霸陵橋」に対して、周本は次の注を付している。『大明一統志』の記載を併せて挙げる。『質実』には該当する記述がない。

【資料6】

周本卷2「楊奉董承雙救駕」【釋義】

霸陵橋、即霸橋、在陝西西安府東霸水上。漢時、送行者多至此、折柳贈別。唐開元遺事云、迎新送故、至此黯然。又呼為銷魂橋、是也。（霸陵橋とは、つまり霸橋のことであり、陝西 西安府の東 霸水のほとりにある。漢の時代、見送りの者の多くはここにやってくると、柳を折り手向けとした。唐の『開元遺事』に、「新しい人を迎え古なじみを送り出す際、ここにやってくると胸がふさがる。銷魂橋とも呼ばれる」というのはこれである。）

『綱目』所載『質実』

該当する記述なし。

『大明一統志』卷32・西安府上・關梁

霸橋、在府城東霸水上。漢時、送行者多至此、折柳贈別。王莽時、橋災、隋更造、元脩以石。唐開元遺事云、迎新送故、至此黯然。故又呼爲銷魂橋。

周本所引「一統志」の記述は、『質実』所引「一統志」の記述および『大明一統志』の記載にみえる「王莽時」から「元脩以石」までの12字を省略したものになっている。

引用文中に「漢の時代、見送りの者の多くはここにやってくると、柳を折り手向けとした（漢時、送行者多至此、折柳贈別）」とみえる通り、「霸陵橋」は「折楊柳」にちな

んだ橋梁とされる^{*27}。【資料5】に挙げた周本の叙述をみると、天子が東に向かい「霸陵橋」を通過する際、郭汜が遣わした守備兵に前を遮られる。天子自らが顔を曝し、守備兵を退ける。車駕は、両側から起こる万歳のなかを、「霸陵橋」を通過していくのである。事なく通過しているものの、兵の衝突が起こりかねない様子が看取でき、送別に際してヤナギを手折り相手に渡すといった典雅な別れの状景は描かれていない。注釈の記述に引きつけて読むと、周本の上掲場面は「折楊柳」の地として「霸陵橋」がまとう形象を反転したものとなるのである。

「霸陵橋」に注釈を付している二箇所目は、巻3「関雲長 千里を独り行く（關雲長 千里獨行）」に登場する。場面の概要は次の通りである。一箇所原文を引用する。曹操の手に落ちた関羽は、劉備の居所が知れるまでと期限を切り、劉備夫人の保護と引き替えに曹操のもとで戦功を挙げる。劉備が袁紹のところにいることを知り、関羽は辞去の挨拶に曹操のもとにたびたび出向くが面会を拒否される。いきさつをしたためた手紙を遺し、関羽は曹操がいる許昌から出立する。劉備夫人を載せた車を守護し進む関羽は、背中に張遼の声を聞く。張遼は、曹操が別れを言いに来るから足を停めるよう要請する。関羽は、曹操が手勢を率いてきたら死を賭して戦うまでと心に決め、馬を数十歩戻すと「馬を霸陵橋の上に控え眺めや（立馬於霸陵橋上望之）」る。やってきた曹操と配下らが丸腰であるのをみて、関羽は安堵する。

ここにみえる「霸陵橋」に対して、周本は次の注を付している。『大明一統志』の記載を併せて挙げる。【資料6】と同様に、『質実』は「一統志」を引用していない。

【資料7】

周本巻3「關雲長千里獨行」【釋義】

霸陵橋、在陝西西安府城東霸水上。漢時、送行者多至此、折柳贈別。（霸陵橋は、陝西 西安府城の東 霸水のほとりにある。漢の時代、見送りの者の多くはここにやってくると、柳を折り手向けとした。）

『綱目』所載『質実』

*27 「霸橋」と「折楊柳」の関係については、『三輔黄図』（四部叢刊統編所収）巻6・「橋」の項に、「霸橋、在長安東。跨水作橋。漢人送客至此橋、折柳贈別。王莽時、霸橋災、數千人以水沃救不滅…」とみえる。『三輔黄図』に関する情報は、神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』（燎原書店、1989年）の解題を参照した。執筆担当者は五井直弘氏である。解題によると、『三輔黄図』は漢代の長安付近を記した地理書であるが、記述内容が漢代以後に及んでおり、後代に増補されているとする。書物の来歴に問題がないとはいえないものの、「霸橋」と「折楊柳」の関連性を知るうえで上掲引用文は参考になるであろう。

該当する記述なし。

『大明一統志』巻32・西安府上・關梁

霸橋、在府城東霸水上。漢時、送行者多至此、折柳贈別。

【資料6】の引用文と比較すると、【資料7】の周本所引「一統志」の記述は、「王莽時」以下33字を省略したものであり、「霸陵橋」の所在に続き、「折柳贈別」の地であることのみを示す注記になっている。

周本の本文をみると、橋の上で馬を控える関羽に、曹操は餞別を贈ろうとする。関羽は辞退する^{*28}。曹操は怒るところか、福運に乏しく聞き入れてもらえないことがうらめしいと笑い、錦の上着をひとりの将に差し出させる。続く叙述は次の通りである。

【資料8】

雲長恐操有變、不下馬、來用青龍刀尖、挑却錦袍、披於身上、勒馬回頭、稱謝曰、蒙丞相賜袍。遂下橋望北而去。(雲長は曹操が豹変することを恐れ、馬から下りようとせず、青龍刀の先で錦の上着を取り上げると、体にかけて、馬をひかえ顔を曹操に向け、「かたじけなくも丞相から錦袍を頂戴します」と礼を述べた。そして橋を下り北に向かい去った。)

去りゆく関羽に、曹操は餞別として錦の上着を贈る。関羽は下馬することを選ばず、青龍刀の先に懸けて取り上げると礼を述べ、北に向け駆け去るのである。餞別として「錦の上着(錦袍)」が贈与される叙述には、武人の別れが表出されている。また自身を下馬させんとする曹操の胸の内を見透かし、関羽が辞退するせりふは、落涙縷々たる別れの場面にふさわしいとはいいがたい。とはいえ、両者のやりとりには細やかな交情を読み取ることができ、「折楊柳」の別れとは趣を異にする仕立てになっているよう。

ただし、注釈として【資料7】を付している場面と、【資料6】を付している【資料5】の場面には、地理認識に相違がある。【資料5】に挙げた場面は長安付近が舞台となっている。注釈として【資料6】に挙げた「霸陵橋」を付しているのは、地理認識のうえから妥当といえる。一方、【資料7】に挙げた注を付しているのは、関羽が曹操の

*28該当する叙述は次の通りである。

操曰、雲長、何故行之太速耶。関羽馬上欠身施禮、関某日前曾稟丞相、今故主在袁紹處。不由羽不星夜去也。累次造府不得參見、故拜書告辭、封金解印、納還丞相。望丞相不忘昔日之言也。操曰、吾以取信於天下、安肯有負前言。恐將軍於路缺欠盤費、特具路費相送。一將馬上托過黃金一盤。関公曰、累蒙恩賜、尚有餘資。留此黃金以賞戰士。関某途中不勞恩賜。操曰、特以少酌大功萬一耳。関公曰、某久感丞相大恩、微勞不足補報。異日萍水相逢、別當酌之。

いる河南の許都（許昌）から出立し、劉備のいる河北を目指す場面である。つまり、関羽が曹操から錦の上着を贈られる「霸陵橋」は、「折柳贈別」の地として知られる長安付近の「霸陵橋」とは別の場所になるのである。【資料7】にかかわる本文にみえる「霸陵橋」が架空の地名であるとする、周本は注を付す際に、地理の考証をすることなく名称に盲従したか、あるいは「折柳贈別」の地として知られる長安付近の「霸陵橋」の形象を重ね合わせたか、どちらかの理由により、許都（許昌）附近の「霸陵橋」に対して、長安付近の「霸陵橋」に関する注を付したと推察される。

3例目として、巻12「羊祜 病中に杜預を薦める（羊祜病中薦杜預）」に登場する「峴山」を挙げる。該山が登場するのは、羊祜の死後、襄陽の人が彼を偲び峴山に廟を建立する場面である。該当する叙述は次の通りである。

【資料9】

襄陽人、思祜存日常遊於峴山、遂建廟立碑、四時祭之。往来人見其碑文者無不流涕。故為墮淚碑。（襄陽の人は、羊祜在りし日いつも峴山に遊んでいたことを偲び、廟を建て碑を立てると、四時に廟を祀った。往来する者は碑文を見て誰しも涙を流した。それゆえ墮淚碑と名づけた。）

「墮淚碑」にも所在が襄陽府であると注を付している^{*29}ものの、本文の内容とより密接に呼応しているのは「峴山」に対する注である。周本所引「一統志」の記述と、『質実』所引「一統志」の記述および『大明一統志』の記載を列挙する。

【資料10】

周本巻12「羊祜病中薦杜預」

峴山、在襄陽府城南七百里。按一統志云、晉羊祜每登此山置酒。嘗謂從事鄒湛曰、自有宇宙、便有此山。由来、賢哲登此者多矣、皆湮滅無聞。湛對曰、公德冠四海、聞望當与此山俱傳。祜歿、襄人感其德、立祠刻碑。其上見者莫不流涕。（峴山は、襄陽府城の南七百里にある。一統志を調べると次のようにある、「晋の羊祜はこの山に登るたびに酒宴を設けた。以前に従事の鄒湛にこう言ったことがある、『天地が生じてより、この山はある。それからというもの、多くの賢哲がここに登ったが、誰もが消え去り名声を聞かなくなった。』鄒湛は答えて言うよう、『公の徳は四海を覆い、名誉と人望はこの山とともに言い伝えられるにちがいません。』羊祜が没すると、襄陽の人はその徳を想い、廟を建て碑文をきざんだ。それを見

*29周本に【釋義】として「墮淚碑、在襄陽府治東九里」と注記してある。

た登山者は誰しも涙を流した。)

『綱目』巻16・晋武皇帝咸寧4年/呉主孫皓天紀2年の条所載『質実』

峴山、在府城南七百里。晋羊祜每登此山置酒。嘗謂從事鄒湛曰、自有宇宙、便有此山。由來、賢哲登此者多矣、皆湮滅無聞。湛對曰、公德冠四海、聞望當與此山俱傳。祜歿、襄人感其德、立祠刻碑。其上見者莫不流涕。

『大明一統志』巻60・襄陽府・山川

峴山、在府城南七百里。晋羊祜每登此山置酒。嘗謂從事鄒湛曰、自有宇宙、便有此山。由來、賢哲登此者多矣、皆湮滅無聞。湛對曰、公德冠四海、聞望當與此山俱傳。祜歿、襄人感其德、立祠刻碑。其上見者莫不流涕。

「峴山」の所在を明示するならば、注としては「峴山は、襄陽府城の南七百里にある」の一文で事足りる。ところが、周本は「一統志云」として、羊祜にまつわる挿話をあますことなく引用している。羊祜は峴山に登り、峴山は消滅することなく存在しているのに対して、人の名望はいつかは絶えてしまうことを嘆く。鄒湛はそれに答えて、四海を覆う徳をもつ羊祜の名望は、この山とともに消え去ることなく伝わるであろうという。はたせるかな、襄陽の人々は、羊祜が没した後、その徳を偲び廟を建てるのである。周本の注に引く「一統志」に「羊祜が没すると、襄陽の人はその徳を偲び、廟を建て碑文をきざんだ。それを見た登山者は誰しも涙を流した（祜歿、襄人感其徳、立祠刻碑。其上見者莫不流涕）」とある一文は、本文の叙述に合致している。

「峴山」に対する注釈は、上掲箇所をさかのぼること、巻1「孫堅 江に跨り劉表と戦う（孫堅跨江戦劉表）」につとにみえている^{*30}。「峴山」は、蔡瑁が軍を率い峴山に陣を敷いたという叙述に登場し、注に「峴山とは、襄陽府城の南七里にある。晋の羊祜はたびたびこの山に登った（峴山、在襄陽府城南七里。晋羊祜每登此山）」とある。この注は「羊祜」が「峴山」に登ったことを示しているにすぎない。本文との関連を有する形で記述される注【資料10】の箇所にいたり、「峴山」に登り嘆く「羊祜」の姿と、襄陽の人々による「羊祜」を偲ぶさまを読み取れるのである。

以上、周本の地理注釈のうち、地理地名にまつわる挿話が含まれている例を取り上げ、挿話が本文の叙述とどのように関連しているか考察を加えてきた。【資料4】「北邨」に対する注釈をもって本文を照らすと、少弟と陳留王の向後を暗示する注記になっている

*30該当する叙述と注釈は次の通りである。本文に「蔡瑁引軍萬餘、出襄陽城外、於峴山布陣」とあり、注釈に「峴山、在襄陽府城南七里。晋羊祜每登此山」とある。

ことが看取される。「霸陵橋」に関する注釈は、該橋が「折楊柳」の地であることを示す一文に要諦がある。かの故事を念頭において本文を読むと、【資料5】に挙げた場面には、「折楊柳」の地として「霸陵橋」がまとう形象が反転している点を看取できる。【資料7】の注を付している場面については、許都（許昌）附近の地名「霸陵橋」に「折楊柳」の地である長安付近の「霸陵橋」の形象を投影した注記であると仮定すると、注と本文を関連させることにより、ヤナギを手折る別れとは趣を異にする武張った別れの描写を読み取ることができる。【資料10】に挙げた「岷山」に対する注釈も、本文と呼応させることにより、羊祜を偲ぶ襄陽の人々の所為を読み取ることができるのである。

注釈のなかに本文に登場する地理地名にまつわる挿話を含んでいる例は、本文に照らし合わせて読むことを可能にする。地理地名の所在を示す単純な指標とは別に、本文を深く読み味わう役割をもっていると考えられるのである。

むすびにかえて

以上に述べきたった内容をまとめると次の通りである。周本は作品に登場する地理に対して、先行する嘉本および葉本と異なる注記を施している。「一統志云」とする注記である。当該注の典拠として、『大明一統志』の記載と、『綱目』所載『質実』に引く「一統志」の記述を比定しうる。どちらか一方のみを引用したのでは、周本所引「一統志」の記述を網羅することはできなかつたと考えられる。「一統志」の記述を引用し、嘉本や葉本に比べて地理地名に詳細な注記を施すことは、周本が先行する版本と差別化を図る付加価値のひとつであったと推察される。

地理地名に対する注釈を増やす過程において、周本は地理書『大明一統志』を典拠にもっていることを標榜し、該当する地理地名にまつわる挿話を含む注釈を付した。当該注のなかには、本文に対応させて読むことにより、本文を深く読み味わうことを可能とする例が含まれている。先行する版本に比較して、注の数そのものもさることながら、本文に関連する挿話を含む注釈の数が増加している点に、周本の地理地名に対する注釈の特徴が現れていると考えられるのである。

[付記]

本稿に使用した資料を閲覧するにあたり、東北大学大学院博士後期課程 堀川慎吾氏に多大な便宜を図っていただいた。ここに記して厚く御礼申し上げます。

